

議第12号

令和3年度滋賀県モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度滋賀県のモーターボート競走事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年 間 開 催 日 数 186日
- (2) 年間勝舟投票券発売金額 48,700,000千円
- (3) 1日平均勝舟投票券発売金額 261,828千円
- (4) 主要な建設改良事業
 競技用施設整備事業
 工具器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 収益		千円 51,674,100
	1 営 業 収 益	51,292,785
	2 営 業 外 収 益	60,528
	3 特 別 利 益	320,787

支 出

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 費用		千円 51,109,000
	1 営 業 費 用	50,440,736
	2 営 業 外 費 用	668,264

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,080,800千円は、減債積立金 627,549千

円、建設改良積立金 311,540千円および過年度分損益勘定留保資金 141,711千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 43,500
	1 固 定 資 産 売 却 代 金	30,213
	2 基 金 繰 入 金	13,287

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,124,300
	1 建 設 改 良 費	495,530
	2 企 業 債 償 還 金	627,549
	3 投 資	1,221

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
競 技 用 施 設 整 備 事 業 (非常用発電設備改修工事)	令 和 4 年 度	220,910千円
ポ イ ン ト 制 度 運 用 業 務	令 和 4 年 度 から 令 和 7 年 度 まで	17,268千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 366,046千円 |
| (2) 交際費 | 120千円 |

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造